

# ほけんだより



令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が2類相当から第5類に変更になりました。(感染症法)

上記変更に伴い、学校での出席停止の基準や鹿児島市の対応が変わりましたので、確認していきましょう。

## 学校での出席停止の基準

『発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで』

\*無症状の感染者は検体を採取した日から5日を経過するまで

### ○注意点○

- \*「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
- \*出席停止解除後でも発症から10日を経過するまでは、該当児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。
- \*濃厚接触者に関して、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象にする必要はない。

## 鹿児島市の対応について(主な変更点)

	5月7日まで	5月8日から
保健所から陽性者への連絡・健康観察	電話・SNSでの連絡・健康観察	連絡・健康観察なし
保健所からの療養・外出自粛要請	要請あり	要請なし
保健所からの濃厚接触者への外出自粛要請	要請あり	要請なし
医療機関を受診した場合の検査費用	医療保険+公費負担	医療保険+自己負担
入院費・外来医療費	医療保険+公費負担	医療保険+自己負担

同居家族に対する自宅待機などの行動制限はなくなりました。しかし、家族が発症した翌日から5日間は体調に注意し、7日目までは発症の可能性があるため、マスク着用や高齢者などのハイリスク者との接触を控えるなど配慮をしていきましょう。

## これから大切なこと

### 自分の体調を把握しよう

自分自身の健康状態の観察を続けましょう。いつもと体調が違ったり感じたら、検温やマスク着用、密な場所を極力避けるなど体調を崩さないための行動をとっていきましょう。

### 手洗い・うがい・手指消毒を継続しよう

「手洗い・うがい・手指消毒」を行うことで新型コロナウイルス感染症だけでなく、多くのウイルスの侵入を防いでくれます。感染予防の最も重要な行動です。いままでの習慣を継続していきましょう。

### 適切な換気の確保に努めよう

学校・社会全体が日常に戻ってきています。気温が25℃を超える日が多くなりエアコンを使用する頻度が増えてきています。みなさん、換気はできていますか？換気は感染症抑制に効果的であるということが証明されています。休み時間や昼休みに、対角線上を意識した換気を行いましょう。

第5類へ移行はしましたが、コロナウイルス感染症が無くなったわけではありません。これからは個人ひとりひとりの感染症対策の意識が特に大切になります。「**自分を守る、家族を守る、周りを守る**」を念頭に置き、日常を取り戻す生活を送っていきましょう。

学校・地域の感染状況を把握し「その時自分に必要な感染予防対策は何か」を考えて行動していくことが大切です！

### 補足

## インフルエンザの登校基準

『発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで』